

保守請負契約条項

財団法人 高輝度光科学研究センター（以下「甲」という。）と請負業者（以下「乙」という。）とは、次の条項により、保守請負契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 乙は、この契約書に記載する保守作業（以下「作業」という。）を、契約書及びこの条項に定めるもののほか、別添仕様書に基づいて実施するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 2 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、もしくは承継させ又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

（委任又は下請負）

第 3 条 乙は、作業の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（機密の保持）

第 4 条 乙は、本契約に関し知りえた情報を、第三者に漏洩してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 本条項は、この契約の期間満了後においても、なお効力を有するものとする。

（作業の実施）

第 5 条 乙は、定期保守作業を、仕様書に定めるところに基づき甲乙協議して定めた期間内に実施するものとし、その日程をあらかじめ甲に通知するものとする。

2. 乙は、緊急修理を、仕様書に定めるところに基づき、甲の指示に従って、すみやかに実施するものとする。

（作業の一時中止等）

第 6 条 甲は、必要があるときは、書面をもって、作業の全部又は一部の実施を一時中止させ、又は中止させることができる。

2. 甲は、前項の規定により作業の実施を一時中止させ、又は中止させた場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

(損害の負担)

第 7 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2. 前項の場合のほか、作業の対象物又は目的物について生じた損害その他作業の実施に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち乙の責に帰しがたい理由により生じたものについては、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第 8 条 作業の実施に関して第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち乙の責に帰しがたい理由により生じたものについては、この限りでない。

(作業の完了)

第 9 条 乙は、作業が終了した場合は、直ちにその旨を仕様書に定める書面及び終了届等により届け出るものとし、届け出があった日をもって終了日とする。終了届等の提出が遅れたときは、乙は、支払いの遅延について苦情を申し立てることができない。

2. 甲は、前項の届け出を受理した場合は、乙の立ち会いのもと検査を行うものとし、これに合格した時をもって作業の完了とする。乙または乙の代理人が、検査に立ち会わないときは、甲は単独で検査を行なうことができる。この場合乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(支払い)

第 10 条 乙は、第 9 条第 2 項の検査に合格したときは、請求書をもって、甲に契約金額の支払いを請求するものとする。

2. 甲は、前項の請求書が適正であると認めた場合は、甲の支払い定日に、その代金を乙に支払うものとする。ただし、甲の都合により、第 9 条第 2 項の検査が著しく遅延したときは、甲乙協議のうえ支払方法を決定することができる。

(契約の変更)

第 11 条 甲は、必要があるときは、仕様その他この契約の内容を乙と協議のうえ変更することができる。

2. 契約期間中、経済事情の変動その他の理由により契約内容が不適當となったと認めたときは、甲乙協議して、契約金額その他この契約の内容を変更することができる。

(解 除)

第 12 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、解除を申し出たとき。
- (2) 乙が、業務の実施又は検査に際し、不当又は不正な行為があると認められるとき。
- (3) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- (4) 甲の都合により解除を必要とするとき。

2. 乙は、前項第 1 号から第 3 号までの一に該当する理由によりこの契約を解除されたときは、解除部分につき契約金額の 10 分の 1 の金額を甲の指示する日までに甲に支払うものとする。ただし、乙の責に帰しがない理由により、乙が解除を申し出て甲がこれを認めたときは、この限りでない。

3. 甲は、第 1 項第 4 号に該当する理由によりこの契約を解約した場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

(一般的損害)

第 13 条 甲は、乙の責に帰すべき事由により損害を受けた場合であって、他の条項の規定により損害が補てんされないときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

(相 殺)

第 14 条 甲は、乙が甲に支払うべき違約金、損害金その他の債務がある場合は、この契約に基づき甲が乙に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

(補 則)

第 15 条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。又、紛争が生じたときは、日本国の法令に準拠し、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。